

白山国立公園 市ノ瀬ビジターセンター展示改修工事

仕様書

I 工事概要

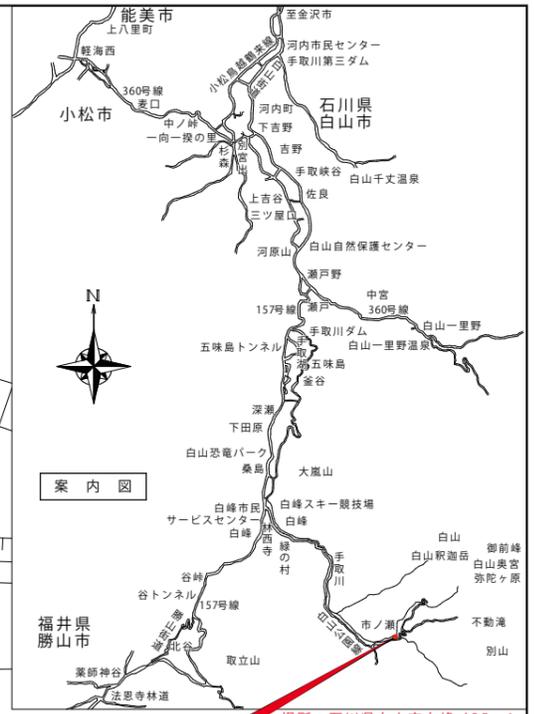
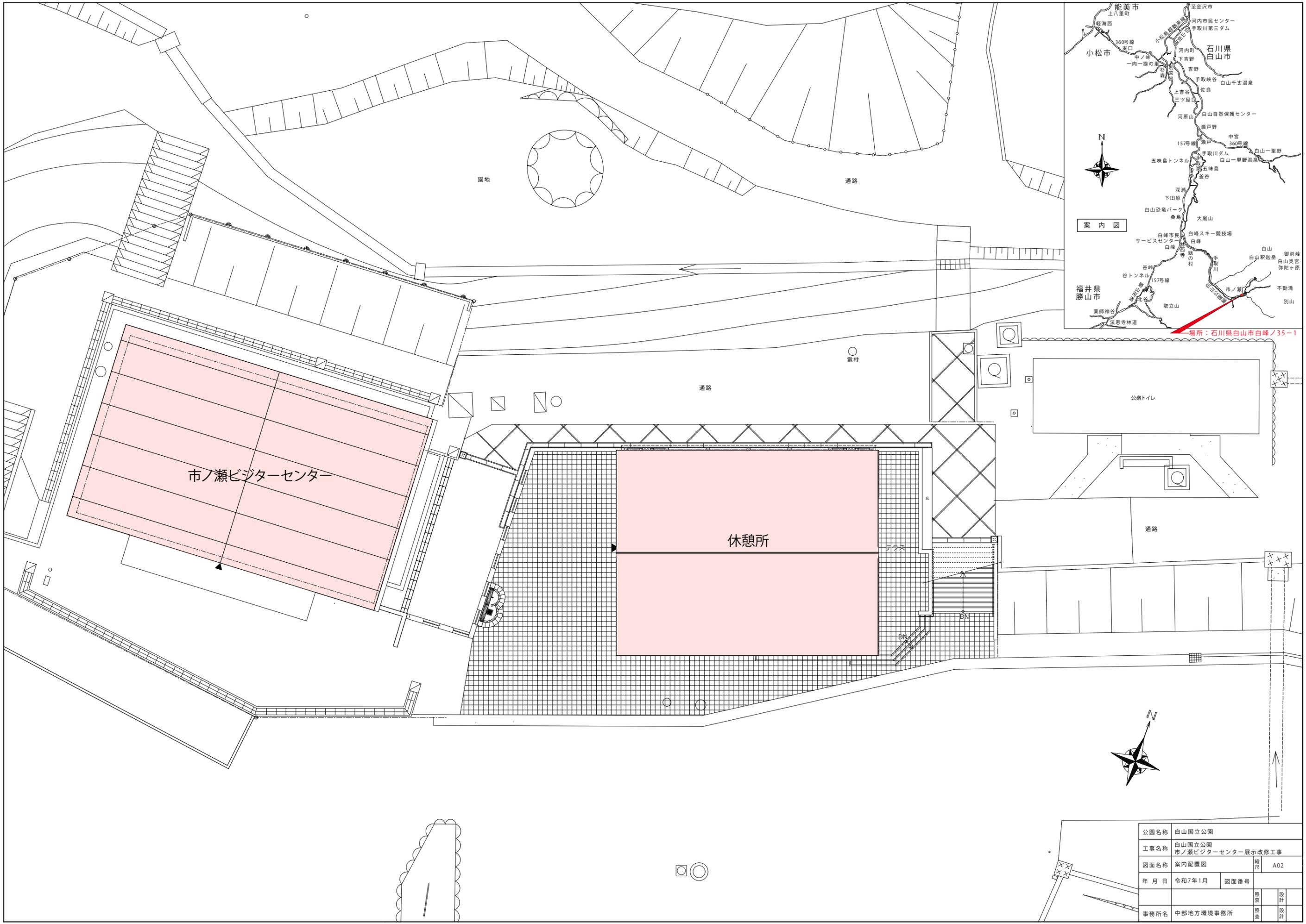
1. 工事場所	石川県白山市白峰ノ35-1	図 面 目 録					
		図面番号	図 面 名 称	図面番号	図 面 名 称		
2. 構 造	市ノ瀬ビジターセンター・鉄筋コンクリート造（地上2階）	01	A01	仕様書 図面目録	30	E01	白山国立公園ダイジェスト-01
3. 面 積	休憩所・地下1階：鉄筋コンクリート造 1階：木造（地下1階 地上1階）	02	A02	案内配置図	31	E02	白山国立公園ダイジェスト-02
	市ノ瀬ビジターセンター・延床面積:442.63㎡（展示面積280㎡）	03	A03	特記仕様書-1	32	E03	白山国立公園の文化的なもの、人との関わり-01
	休憩所・延床面積:216.92㎡（展示面積35㎡）	04	A04	特記仕様書-2	33	E04	白山国立公園の文化的なもの、人との関わり-02
4. 用 途	博物展示施設	05	A05	ユニバーサルデザイン計画	34	E05	白山国立公園の文化的なもの、人との関わり-03
5. 工事種目	1) 市ノ瀬ビジターセンター 展示改装	06	A06	展示リスト	35	E06	白山国立公園の動植物-01
		07	A07	撤去リスト-01/1階	36	E07	白山国立公園の動植物-02
		08	A08	撤去リスト-02/2階	37	E08	白山国立公園の地形・地質-01
		09	A09	2階改修平面図	38	E09	白山国立公園の地形・地質-02
		10	A10	2階立面図	39	E10	白山でのマナー-01
		11	A11	リニューアルリスト図-01	40	E11	白山でのマナー-02
		12	A12	リニューアルリスト図-02	41	E12	白山でのマナー-03
		13	A13	リニューアルリスト図-03			
		14	A14	什器詳細図-01			
		15	A15	什器詳細図-02			
		16	A16	什器詳細図-03			
		17	A17	什器詳細図-04			
		18	A18	什器詳細図-05			
		19	A19	什器詳細図-06			
		20	A20	什器詳細図-07			
21	A21	什器詳細図-08					
22	A22	休憩所 平立面図					
23	A23	休憩所 機器図					
24	G01	グラフィックリスト					
25	G02	グラフィック図-01					
26	G03	グラフィック図-02					
27	G04	グラフィック図-03					
28	G05	グラフィック図-04					
29	G06	グラフィック図-05					

工事特記仕様書

- 本工事は、建設工事における週休2日制工事（現場閉所型）の対象工事である。
- 週休2日の考え方
(1) 月単位の週休2日とは、現場施工期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められることをいう。
(2) 現場施工期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。
(3) 月単位の4週8休以上とは、現場施工期間内における全ての月で現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。
ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。
通期の4週8休以上とは、現場施工期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。
なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- 現場閉所日とは、巡回パトロール及び保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された日をいう。
- 受注者の責によらない現場閉所
工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。
ただし、現場閉所による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。
- やむを得ない現場閉所
やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

- 現場閉所実績報告書
受注者は、毎月末までに現場閉所実績報告書を作成し、監督職員が指定する日までに現場閉所実績報告書を提出するものとする。
- 総合工事工程表の作成
受注者は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、総合工程表を作成する。
総合工事工程表を作成するに当たっては、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等のほか、建設工事に従事する者の週休2日の確保等、下記の条件を適切に考慮する。
(1) 建設工事に従事する者の休日（週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）の確保
(2) 建設業者が施工に先立って行う労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所の設置等の「施工準備期間」
(3) 施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の「後片付け期間」
(4) 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数
- 工事工程の共有
(1) 工事において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスを共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にするものとする。
(2) 円滑な協議を行うため、施工当初において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するののか）について、受発注者で共有するものとする。
(3) 工事工程の共有に当たっては、必要に応じて下請け業者（専門工事業者等の技術者等）を含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮するものとする。
(4) 工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有すること。また、工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うものとする。
- 現場閉所の達成状況及び精査
現場施工期間における全ての月ごとの現場閉所率が28.5%に満たない場合は、補正した労務費（公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員及び機械設備据付工）、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率及び市場単価等を請負代金額の変更により減額するものとする。（労務費及び各諸経費の補正分は入札説明書等による。）

公園名称	白山国立公園		
工事名称	白山国立公園 市ノ瀬ビジターセンター展示改修工事		
図面名称	図面目録	編尺	—
年月日	令和7年1月	図面番号	A01
		照査	設計
事務所名	中部地方環境事務所	照査	設計



公園名称	白山国立公園		
工事名称	白山国立公園 市ノ瀬ビジターセンター展示改修工事		
図面名称	案内配置図	縮尺	A02
年月日	令和7年1月	図面番号	
事務所名	中部地方環境事務所	照査	設計

特記仕様書（特記仕様書）		1.3 工事現場管理		2. 仮設工事		3. 内装工事																									
工事(業務)仕様書 工事(業務)概要 (1) 工事(業務)名称 : 白山国立公園市ノ瀬ビジターセンター展示改修工事 (2) 発注者名 : 中部地方環境事務所 (3) 工事(業務)場所 : 石川県白山市白峰ノ35-1 市ノ瀬ビジターセンター (4) 工事(業務)種目 : ・新築 ・増築 ・改築 ○改装 ・工作物 (5) 工事(業務)期間 : 契約書のとおり (6) 工事(業務)範囲 : 図示および見積要綱書による (7) 工事(業務)内容 : ・建築工事一式(電気・設備工事を含む) ○解体撤去工事 ・建築工事 ・電気設備工事 ・給排水設備工事 ・空調設備工事 ・内装工事 ○演出・照明工事 ○展示工事 ・() (8) 関連工事(業務) (別述工事) : (9) その他 :		1.3.1 施工管理 (1) 設計図書に適合する工事(業務)目的物を完成させるために、施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行う。 (2) 工事の施工に携わる下請人員に、工事関係図書及び監督職員の指示の内容を周知徹底する。 1.3.2 施工管理技術者 (1) 施工管理技術者は、工事(業務)に相応した能力を有する者とし、工事の施工、製作等に係る指導及び品質管理を行う。 (2) 施工管理技術者の資格等の能力を証明する資料を、監督職員に提出する。 (3) 現場施工に着手する日が確定していない場合 (7) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は管理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。 (4) 工事(業務)完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は管理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事(業務)の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「完成検査確認通知書」等における日付)とする。 1.3.3 品質管理 (1) 国交省標仕1.2.2(3)による品質計画に基づき、適切な時期に必要な管理を行う。 (2) 必要に応じて、工事監理者の検査を受ける。 (3) 品質管理の結果、疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。 1.3.4 災害等発生時の安全確保 (1) 災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害が発生しないよう工事現場の安全確保に努め、直ちにその経緯を監督職員に報告する。 1.3.5 発生材の処理等 (1) 発生材の抑制、再利用及び再資源化並びに再生資源の積極的活用を努める。なお、設計図書に定められた以外に、発生材の再利用及び再資源化並びに再生資源の活用を行う場合は、監督職員と協議する。 (2) 発生材の処理は、次による。 (7) 発生材のうち、発注者に引渡しを要するものは、特記による。なお、引渡しを要するものは、監督職員の指示を受けた場所に保管する。また、保管したものの調書を作成し、監督職員に提出する。 (4) 特別管理産業廃棄物の種類及び処理方法は、特記による。 (9) 発生材のうち、工事現場において再利用を図るもの及び再資源化を図るものは、特記による。 1.3.6 養生 (1) 既存施設部分、工事(業務)目的物の施工済み部分等について、汚損しないよう適切な養生を行う。 1.3.7 後片付け (1) 工事(業務)の完成に当たり、工事(業務)対象箇所の建築物等の内外の後片付け及び清掃を行う。		2.1 共通事項 2.1.1 一般事項 (1) この章は、建築物等を完成させるために必要な仮設工事に適用する。 2.1.2 工事用電力 工事用上下水 (1) 工事用電力 構内既存の施設 ・利用できない ○利用できる(・有償 ○無償) (2) 工事用上下水 構内既存の施設 ・利用できない ○利用できる(・有償 ○無償) 2.2 仮設物 2.2.1 監督職員事務所 (1) 監督職員事務所の設置、規模及び仕上げの程度は、特記による。 (2) 監督職員事務所の備品等 (7) 監督職員事務所には、工事監理者の指示により、電灯、給排水その他の設備を設ける。なお、設置する備品等の種類及び数量は、特記による。 (4) 監督職員事務所の光熱水道料・電話の使用料・消耗品等は、受注者の負担とする。 (3) 受注者事務所・休憩所等は、関係法令等に従って設ける。なお、作業員宿舎は、構内に設けない。 (4) 工事(業務)現場の適切な場所に工事(業務)名称・発注者等を示す表示板を設ける。 (5) 監督職員事務所の設置 ・設ける ○設けない (6) 監督職員事務所の規模 ・10㎡程度 ・20㎡程度 ・35㎡程度 ・65㎡程度 ・100㎡程度 ・上記の他に会議室(受注者と共用可、50㎡程度) 2.3 仮設物撤去その他 2.3.1 仮設物撤去等 (1) 工事(業務)の進捗上又は構内建築物等の使用上、仮設物が障害となり、かつ、仮設物を移転する場所がない場合は、発注者の承認を受けて、工事(業務)目的物の一部を使用することができる。 (2) 工事(業務)完成までに、工事(業務)用仮設物を取り除き、撤去跡及び付近の清掃、地均し等を行う。		3.1 共通事項 3.1.1 一般事項 (1) この章は、建物の床、壁及び天井を対象とする内装工事に適用する。 (7) 検査項目: 仕上げり状態 (4) 検査方法: i. 目視により、仕上げり状態として支障がないかを確認。 ii. 目視により、他工事の下地として支障がないかを確認。 iii. 目視または動作により床にあっては著しい不陸、床鳴りのないことを確認。 (9) 検査時期: 工事終了時 (1) 判定: 設計図書、見本および施工計画の内容を満たし、不具合が抽出されなければ合格とする。 (2) 断熱工事では、次の検査を行う。 (7) 検査項目: 断熱材に影響を与える厚さの不揃い、または欠けの有無。 (4) 検査方法: 目視による。 (9) 検査時期: 断熱工事の完成時で隠蔽前。 (1) 判定: 断熱性能の低下をきたすおそれのある厚さ不揃い、または欠けが抽出されなければ合格とする。 (4) 不合格の場合の処置: 手直しする。 (3) 防湿工事では、次の検査を行う。 (7) 検査項目: 防湿性に影響を与える隙間の有無及び重ね寸法。(仕様書に示された重ねが確保されている事) (4) 検査方法: 目視による。 (9) 検査時期: 防湿工事の完成時で隠蔽前。 (1) 判定: 隙間が抽出されなければ合格とする。 (4) 不合格の場合の処置: 手直しする。 3.1.4 材料 (1) 内装材料の種類・品質・形状・寸法等は、各節に示す。ただし、色合い・模様等は工事監理者に見本を提出し承認を受ける。 (2) 特記により、防火・不燃・準不燃・難燃等の指定がある場合は、規格証票又は、認定証票付きのものとする。 (3) 内装材料の取付けに用いる釘・ねじ・ボルト等の種類・寸法は内装材料の種類・形状に応じて定める。 (4) 内装材料の取付けに用いる接着剤は、取付ける材料及び下地の性質に応じたものとし、特に必要な事項は各節に示す。 (5) 使用材料は室内環境に対する安全性に配慮されたものとする。 3.1.5 工法 (1) 内装材料の取付け工法は各節に示す。 (2) 下地 (7) 木造下地の材料・工法は、国交省標仕「12章 木工事」による。 (4) 左官下地の材料・工法は、国交省標仕「15章 左官工事」による。 (9) その他特殊な下地を必要とする場合の材料・構造・仕上げ程度は、図面又は特記による。突起のない場合は工事監理者の指示による。 (1) 下地は、十分乾燥させ、内装仕上げに支障を与えないよう注意する。その乾燥程度は、工事監理者の指示による。 (4) 下地面を十分清掃後、内装仕上げを行う。 (3) 施工に先立ち、下地に基準線を設け工事監理者の承認を受ける。 3.1.6 見本 (1) 主な材料で工事監理者の指示するものは、仕上げ見本を提出し工事監理者の承認を受ける。 3.1.7 養生・清掃 (1) 養生は内装仕上げ完了後、各節に示す事項及び工事監理者の指示に従い、適切な方法で養生を施し、指定する期日に片付けたうえ清掃する。 自由記述欄 ()																									
特記仕様書の適用 仕様書の概要 (1) 本特記仕様書は、建築物等の新築及び増築に係る建築・内装工事(業務)に関し、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)最新版」(以下、「国交省標仕」という)と併せて適用する。平面図及び特記仕様書に記載のない事項は、下記の標準仕様書を適用する。 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 最新版 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 最新版 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 最新版 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 最新版 電気設備技術基準 最新版 (2) 国交省標仕の1章[各章共通事項]は、全て本特記仕様書1章[各章共通事項]と読み替えて適用する。本特記仕様書の2章以降の各章は、1章と併せて適用する。 (3) 本特記仕様書の2章以降の各章において、共通事項が1節に規定されている場合は2節以降の規定と併せて適用する。 (4) 本特記仕様書に記載のない章は、構造図及び設備図による。		1.4 材料 1.4.1 環境への配慮 (1) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。)に基づき、環境負荷を低減できる材料の選定に努める。 (2) 使用する材料は、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮し、かつ、石綿を含有しないものとする。 1.4.2 材料の品質等 (1) 使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、新品とする。ただし、設計図書に定めのある場合は、この限りでない。		2.2 仮設物撤去その他 2.2.1 仮設物撤去等 (1) 工事(業務)の進捗上又は構内建築物等の使用上、仮設物が障害となり、かつ、仮設物を移転する場所がない場合は、発注者の承認を受けて、工事(業務)目的物の一部を使用することができる。 (2) 工事(業務)完成までに、工事(業務)用仮設物を取り除き、撤去跡及び付近の清掃、地均し等を行う。		3.1.4 材料 (1) 内装材料の種類・品質・形状・寸法等は、各節に示す。ただし、色合い・模様等は工事監理者に見本を提出し承認を受ける。 (2) 特記により、防火・不燃・準不燃・難燃等の指定がある場合は、規格証票又は、認定証票付きのものとする。 (3) 内装材料の取付けに用いる釘・ねじ・ボルト等の種類・寸法は内装材料の種類・形状に応じて定める。 (4) 内装材料の取付けに用いる接着剤は、取付ける材料及び下地の性質に応じたものとし、特に必要な事項は各節に示す。 (5) 使用材料は室内環境に対する安全性に配慮されたものとする。 3.1.5 工法 (1) 内装材料の取付け工法は各節に示す。 (2) 下地 (7) 木造下地の材料・工法は、国交省標仕「12章 木工事」による。 (4) 左官下地の材料・工法は、国交省標仕「15章 左官工事」による。 (9) その他特殊な下地を必要とする場合の材料・構造・仕上げ程度は、図面又は特記による。突起のない場合は工事監理者の指示による。 (1) 下地は、十分乾燥させ、内装仕上げに支障を与えないよう注意する。その乾燥程度は、工事監理者の指示による。 (4) 下地面を十分清掃後、内装仕上げを行う。 (3) 施工に先立ち、下地に基準線を設け工事監理者の承認を受ける。 3.1.6 見本 (1) 主な材料で工事監理者の指示するものは、仕上げ見本を提出し工事監理者の承認を受ける。 3.1.7 養生・清掃 (1) 養生は内装仕上げ完了後、各節に示す事項及び工事監理者の指示に従い、適切な方法で養生を施し、指定する期日に片付けたうえ清掃する。 自由記述欄 ()																									
1.1 共通事項 1.1.1 一般事項 (1) 本特記仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行するものとする。 (2) 設計図書とは次号に示す(7)から(4)のいずれか、又はその総称をいう。 (3) すべての設計図書は、相互に補充するものとする。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次の(7)から(4)の順番のとおりとする。 (7) 設計変更指示書 (4) 質疑回答書 (9) 見積要綱書(現場説明書等を含む) (1) 特記仕様書 (4) 設計図 (4) 上記の図書において適用される規格・基準等の図書 (4) 公共建築工事標準仕様書(国交省標仕) 1.1.2 疑義に対する協議等 (1) 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合な場合は、工事監理者と協議する。 (2) (1)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、工事(業務)請負契約約款の規定による。 (3) (1)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更に至らない事項は、1.2.4 [工事(業務)の記録](1)による。		1.5 施工 1.5.1 施工 (1) 施工は、設計図書、実施工程表、施工計画書、施工図等に基づき、行う。 1.5.2 技能資格者 (1) 技能資格者は、工事(業務)に相応した能力を有するものとする。 (2) 技能資格者の資格等の能力を証明する資料を、監督職員に提出する。 1.5.3 化学物質の濃度測定 (1) 建築物の室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定の実施について竣工引渡し前に、厚生労働省が「室内空気中化学物質濃度の指針値」を示す物質について室内濃度測定を ・行う ○行わない (2) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等について環境測定を行う場合、検査方法等は監督職員と協議の上決定する。 測定室名 () (3) 測定を実施した場合、測定結果を監督職員に提出する。		3.1.4 材料 (1) 内装材料の種類・品質・形状・寸法等は、各節に示す。ただし、色合い・模様等は工事監理者に見本を提出し承認を受ける。 (2) 特記により、防火・不燃・準不燃・難燃等の指定がある場合は、規格証票又は、認定証票付きのものとする。 (3) 内装材料の取付けに用いる釘・ねじ・ボルト等の種類・寸法は内装材料の種類・形状に応じて定める。 (4) 内装材料の取付けに用いる接着剤は、取付ける材料及び下地の性質に応じたものとし、特に必要な事項は各節に示す。 (5) 使用材料は室内環境に対する安全性に配慮されたものとする。 3.1.5 工法 (1) 内装材料の取付け工法は各節に示す。 (2) 下地 (7) 木造下地の材料・工法は、国交省標仕「12章 木工事」による。 (4) 左官下地の材料・工法は、国交省標仕「15章 左官工事」による。 (9) その他特殊な下地を必要とする場合の材料・構造・仕上げ程度は、図面又は特記による。突起のない場合は工事監理者の指示による。 (1) 下地は、十分乾燥させ、内装仕上げに支障を与えないよう注意する。その乾燥程度は、工事監理者の指示による。 (4) 下地面を十分清掃後、内装仕上げを行う。 (3) 施工に先立ち、下地に基準線を設け工事監理者の承認を受ける。 3.1.6 見本 (1) 主な材料で工事監理者の指示するものは、仕上げ見本を提出し工事監理者の承認を受ける。 3.1.7 養生・清掃 (1) 養生は内装仕上げ完了後、各節に示す事項及び工事監理者の指示に従い、適切な方法で養生を施し、指定する期日に片付けたうえ清掃する。 自由記述欄 ()																											
1.2 工事(業務)関係図書 1.2.1 実施工程表 (1) 工事(業務)の着手に先立ち、実施工程表を作成し、工事監理者に提出する。 1.2.2 施工計画書 (1) 工事(業務)の着手に先立ち、工事(業務)の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、工事監理者に提出する。 1.2.3 施工図等 (1) 施工図等を当該工事(業務)の施工に先立ち作成し、工事監理者の承認を受ける。ただし、あらかじめ工事監理者の指示を受けた場合は、この限りでない。 1.2.4 工事(業務)の記録 (1) 工事監理者の指示した事項及び発注者又は工事監理者と協議した結果について、記録を整備する。 (2) 次の(7)から(4)のいずれかに該当する場合は、施工の記録、工事写真、見本等を整備する。 (7) 工事の施工によって隠へいされるなど、後日の目視による検査が不可能又は容易でない部分の施工を行う場合 (4) 一工程の施工を完了した場合 (9) 施工の適切なことを証明する必要があるとして、工事監理者の指示を受けた場合 (1) 設計図書に定められた施工の確認を行った場合		1.6 完成図等 1.6.1 保全に関する資料 (1) 保全に関する資料は次により、提出部数は特記による。特記がなければ、2部とする。 (7) 建築物等の利用に関する説明書 (4) 機器取扱い説明書 (9) 機器性能試験成績書 (1) 官公署届出書類 (4) 主要な材料・機器一覧表等 (2) (1)の資料の作成に当たり、監督職員と記載事項に関する協議を行う。		3.1.4 材料 (1) 内装材料の種類・品質・形状・寸法等は、各節に示す。ただし、色合い・模様等は工事監理者に見本を提出し承認を受ける。 (2) 特記により、防火・不燃・準不燃・難燃等の指定がある場合は、規格証票又は、認定証票付きのものとする。 (3) 内装材料の取付けに用いる釘・ねじ・ボルト等の種類・寸法は内装材料の種類・形状に応じて定める。 (4) 内装材料の取付けに用いる接着剤は、取付ける材料及び下地の性質に応じたものとし、特に必要な事項は各節に示す。 (5) 使用材料は室内環境に対する安全性に配慮されたものとする。 3.1.5 工法 (1) 内装材料の取付け工法は各節に示す。 (2) 下地 (7) 木造下地の材料・工法は、国交省標仕「12章 木工事」による。 (4) 左官下地の材料・工法は、国交省標仕「15章 左官工事」による。 (9) その他特殊な下地を必要とする場合の材料・構造・仕上げ程度は、図面又は特記による。突起のない場合は工事監理者の指示による。 (1) 下地は、十分乾燥させ、内装仕上げに支障を与えないよう注意する。その乾燥程度は、工事監理者の指示による。 (4) 下地面を十分清掃後、内装仕上げを行う。 (3) 施工に先立ち、下地に基準線を設け工事監理者の承認を受ける。 3.1.6 見本 (1) 主な材料で工事監理者の指示するものは、仕上げ見本を提出し工事監理者の承認を受ける。 3.1.7 養生・清掃 (1) 養生は内装仕上げ完了後、各節に示す事項及び工事監理者の指示に従い、適切な方法で養生を施し、指定する期日に片付けたうえ清掃する。 自由記述欄 ()																											
						<table border="1"> <tr> <td>公園名称</td> <td colspan="3">白山国立公園</td> </tr> <tr> <td>工事名称</td> <td colspan="3">白山国立公園市ノ瀬ビジターセンター展示改修工事</td> </tr> <tr> <td>図面名称</td> <td>特記仕様書-1</td> <td>幅尺</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>年月日</td> <td>令和7年1月</td> <td>図面番号</td> <td>A03</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>照査</td> <td>設計</td> </tr> <tr> <td>事務所名</td> <td>中部地方環境事務所</td> <td>照査</td> <td>設計</td> </tr> </table>		公園名称	白山国立公園			工事名称	白山国立公園市ノ瀬ビジターセンター展示改修工事			図面名称	特記仕様書-1	幅尺	—	年月日	令和7年1月	図面番号	A03			照査	設計	事務所名	中部地方環境事務所	照査	設計
公園名称	白山国立公園																														
工事名称	白山国立公園市ノ瀬ビジターセンター展示改修工事																														
図面名称	特記仕様書-1	幅尺	—																												
年月日	令和7年1月	図面番号	A03																												
		照査	設計																												
事務所名	中部地方環境事務所	照査	設計																												

<p>4. グラフィック制作</p> <p>4.1 一般事項</p> <p>(1) 本章は、文章・図表(地図、グラフを含む)・イラスト・写真などの情報で構成される、主眼や項目の解説、イメージ演出表示等のグラフィック及び建物内外に設置される固定式・移動式の表示板、案内板等のサインについて適用する。</p> <p>(2) 設計図書の「グラフィック図」は各パネル内での情報量、情報構成及び表現手法を示したものである。グラフィック制作時には解説原稿、イラストレーション・図表・写真等により「レイアウト図」を作成し、監督職員の承諾をうけ「グラフィック制作図」を作成する。</p> <p>発注者・受注者は、発生する著作権処理をおこない、その際に費用が発生する場合は、両社協議の上処理するものとする。作成した各種図面は、記憶メディア(CDR・DVR等)に保存し、納品する。</p> <p>※写真(ポジ/ネガ)、イラスト原画など最終原稿は除く。 ※契約に含まれる場合は、受注者はこれに直接要する費用を負担する。</p> <p>4.2 原稿</p> <p>(1) 文章・図表(地図、グラフを含む)・イラストレーション・写真などの表示面製作の基となる素材を、原稿という。</p> <p>(7) 原稿の作成、入手の区分</p> <p>・図示 ・構成表示要素を基に作成、入手 ○監督職員より支給</p> <p>(4) 原稿の作成、入手基準 外国語翻訳：○なし ・あり(・英 ・中 ・韓 ・その他) ※翻訳原稿は支給とする。 ルビ： ・なし ○あり ※ルビ箇所は協議の上決定する。</p> <p>(9) 写真、図、イラストの著作権処理</p> <p>・図示 ・行う(・監督職員 ・受注者 ○協議による)</p> <p>(1) 資料等の撮影</p> <p>・図示 ○行う(撮影場所、カット数は監督職員との協議の上決定する)</p> <p>(4) 資料等の複写</p> <p>・図示 ○行う(仕上げ寸法に応じた画像サイズによる。) 複写箇所は監督職員との協議の上決定する。</p> <p>4.3 レイアウト図</p> <p>(1) 受注者は、グラフィックの構成要素のレイアウト図を作成し、監督職員の承諾を受ける。</p> <p>4.4 グラフィック制作図</p> <p>(1) 受注者は、レイアウト図を基に設計図書に従ってグラフィック制作図を作成して、監督職員の承諾を受ける。</p> <p>4.5 サンプル製作</p> <p>(1) サンプル製作</p> <p>・行わない ○行う サンプル製作箇所(2か所程度)</p> <p>4.6 工場製作</p> <p>(1) デジタル印刷</p> <p>・レーザー出力 ○インクジェット出力 ・その他()</p> <p>(2) ペーパー基盤、クロス基材張りジョイント処理</p> <p>・突き付け ○オーバーラップ ・その他()</p> <p>(3) PETフィルム基盤、塩ビフィルム基盤張りジョイント処理</p> <p>・突き付け ○オーバーラップ ・その他()</p> <p>(4) アクリル板へのデジタル出力張り</p> <p>○表張り ・アクリルダイフィット ・その他()</p> <p>4.7 監修</p> <p>(1) 専門家による監修</p> <p>○専門家監修を受ける(・有償 ○無償)</p> <p>・専門家監修を受けない</p> <p>(2) 専門家監修分野、人数</p> <p>人数：(2)人</p> <p>(3) 監修に関わる費用</p> <p>・受注者が支払う</p> <p>・受注者は支払わない</p> <p>4.8 その他</p> <p>(1) 必要に応じて不燃又は準不燃品を用いる。</p> <p>(2) グラフィック文章に使用するフォントは国立公園フォントにするか監督職員との協議の上決定する。</p>	<p>5. 造形物制作</p> <p>5.1 一般事項</p> <p>(1) 本章は、下記模型造形製作と美術的・工芸的な作品製作に適用する。</p> <p>・対象とする物体、シーンを実物大、縮小、拡大し立体的に表現する模型、ジオラマ、パノラマ</p> <p>・1次立体標本資料(地層剥ぎ取り、植物乾燥標本、封入標本、はく製等)</p> <p>・2次標本資料(立体物の型取り模型(レプリカ)、計測構造、復元構造、平面の複製等)</p> <p>(2) 設計図書の造形図等は各コーナー内での造形製作の基準を示したものである。詳細設計では各アイテム毎の製作図の作成または試作模型を製作し、発注者の承諾を受ける。</p> <p>5.2 表現要素</p> <p>(1) 模型造形の表現要素</p> <p>・図示 ・展示意図を基に情報構成し監督職員の承諾を得る。</p> <p>5.3 製作素材資料</p> <p>(1) 図(地図、図面、絵図等)・イラスト・写真などの模型造形製作の基となる素材を、製作素材資料という。</p> <p>製作素材資料の作成、入手区分</p> <p>・図示 ・構成表示要素を基に作成、入手 ・監督職員より支給</p> <p>5.4 監修</p> <p>(1) 専門家による監修</p> <p>・専門家監修を受ける(・有償 ・無償)</p> <p>・専門家監修を受けない</p> <p>支給を受けたものおよび借用した各種製作資料は、その受取り、返却履歴を記録管理する。</p> <p>5.5 サンプル製作</p> <p>(1) 模型造形の仕上げ精度、質感、色柄を確認する。</p> <p>模型原寸サンプル製作</p> <p>・行わない ・行う()</p>	<p>7. 映像・音響装置制作</p> <p>7.1 一般事項</p> <p>(1) 本章は、展示演出に関わる、映像音響・情報機器等のシステムハードと、それらの演出・動作制御に必要なプログラム等のソフトウェアと、映像音響機器、コンピュータによって送られるDVD・音声ROM・ハードディスクなどのメディアに記録された映像音響コンテンツ、情報コンテンツ製作映像・音響プログラムに適用する。</p> <p>(2) 設計図書の「システム」とは展示演出の機能を十分に満たす内容を構成して示したものである。制作時には、技術開発の進歩や最新技術の普及などといった状況に応じ、機能を十分に満たすものとして最適に動作するシステムの構成について検討・再構成する。その結果、本設計図書の内容に変更があった場合には監督職員の承諾を受ける。</p> <p>7.2 映像音響機器</p> <p>(1) システムの構成要素(ハードウェア)については原則として仕様内容と同等以上のものを選択する。設計図書に記載された条件・機能を満たすものを用い、シナリオ通りの演出ができるよう、機器の改善、接続、制御装置の製作及び制御プログラムの作成を行って一体のシステムとして製作する。</p> <p>設置については他の製作物(造作物、造形物)との取り合いを検討し調整する。特に高所への取付などについては落下防止などの安全面、機器の放熱対策、メンテナンス性などに留意すること。</p> <p>7.3 テストランニング</p> <p>(1) 製作したシステム、装置については試運転調整を行い、円滑な動作を確認する。</p>	<p>9. 展示ケース制作</p> <p>9.1 一般事項</p> <p>9.2 文化庁監修</p> <p>(1) 本章は実物等、展示に関わるケース仕様等について適用する。</p> <p>(1) 文化庁による監修</p> <p>監修を ・受ける ・受けない</p> <p>(7) 製作施工図等を当該業務の遂行に先立ち作成し、監督職員の確認を得た上で、発注者とともに文化庁の監修を受け、施工図を完成させる。また、発注者はこの監修を行う者およびこれに直接要する費用を負担する。</p> <p>(4) 製作施工図等の作成に際し、別契約の業務上密接に関連する業務との納まり等について十分検討する。</p> <p>(9) 上記(7)により承認済みの製作施工図等の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に再承認を受けると共に、業務遂行に支障がないよう適切な処置を講じる。</p> <p>9.3 気密性区分</p> <p>(1) 気密性区分は下記による。</p> <p>・施工箇所：</p> <p>・種類</p> <p>・Aタイプ 調湿材の調湿効果を発揮し得る範囲の気密ケース</p> <p>・Bタイプ 簡易ケース(オープンケース)</p> <p>9.4 経師</p> <p>9.5 ガラス</p> <p>(1) ケース内の経師用の糊、下地合板は低ホルマリンのものとする。</p> <p>(1) ガラスは ・高透過ガラス ・フロートガラス とする</p> <p>飛散防止フィルムは ・貼る ・貼らない</p> <p>9.6 照明</p> <p>(1) 展示ケース等内における照明器具については、必要に応じ、紫外線防止処理をおこなった博物館仕様とする。</p> <p>9.7 展示ケース内環境測定</p> <p>(1) 環境測定を ・行う ・行わない</p> <p>環境測定を行う場合、検査方法等は監督職員と協議の上決定する。</p> <p>(2) 材料品質の確認</p> <p>ケースの内装材料全般(仕上材・下地材・接着剤・塗装材など)については、使用材料ごとにマテリアルシートや成分表等入手し、あらかじめ監督職員に提示、報告する。</p> <p>(3) 施工中、通風・換気(機械換気などを含む)を行い、ホルムアルデヒド・アセトアルデヒド・有機酸・アンモニアの放散を促進させること。また必要に応じ、低減のための適切な改善措置を講じること。</p> <p>(4) 製作後のケース内空気質測定</p> <p>実施時期 ・完成引渡し前 ・その他()</p> <p>報告書の部数 ()部</p> <p>測定対象物質/測定箇所 ()</p> <p>(5) 改善措置</p> <p>室内濃度測定の結果、建物の要求品質をクリアできていない物質がある場合、受注者等は、発注者及び監督職員と協議の上、指針値クリアを達成するまで24時間換気運転をする。</p> <p>また、ホルムアルデヒド・アセトアルデヒド・有機酸・アンモニアを吸着または除去する材料を用いるなどの方法により、適切な改善措置を講じる。</p> <p>10.1 一般事項</p> <p>(1) 展示する実物資料(もしくは複製)を打合せによって決められた位置、角度に支持、固定、カバーする展示パーツ工事に適用する。</p> <p>(2) 展示方法を確認の上、監督職員の立ち合いのもと実物資料の必要各部の計測を行い、展示方法に適した形状、材料とする。</p> <p>(3) 計測及び展示パーツ設置に際し、実物資料に触れる必要が生じる場合は、監督職員の指示に従う。</p> <p>(4) 計測及び展示パーツ設置に際しては、作業エリアを明確に区画し、他の作業資材等と区分する。</p> <p>(5) 実物資料との接面となる材料については、経年変化による劣化、付着しないものとする。</p> <p>(6) 展示パーツは接着剤、塗装の乾燥期間を十分に確保する。</p> <p>(7) 展示パーツは十分な強度を確保し、実物資料の破損、脱落、落下などがないように取り付ける。</p> <p>(8) 展示パーツの設置に際しては、不注意による実物資料の破損、汚損に注意し慎重に設置する。</p> <p>10.2 実物資料</p> <p>(1) 実物資料の運搬、移動</p> <p>○行わない ・その他()</p> <p>(2) 展示パーツへの取り付け</p> <p>○行わない ・その他()</p>																								
<p>6. 映像・音響ソフトウェア制作</p>																											
<p>6.1 一般事項</p> <p>(1) 本章は、展示演出に関わる映像・音響機器・コンピュータなどによって表示または出力することを目的として製作され、DVD・ブルーレイディスク・メモリーカード・音声ROM・ハードディスク・その他媒体などに記録された映像・音響ソフトウェアに適用する。</p> <p>(2) 設計図書の演出ソフト(映像・音響・照明・マルチメディア等)は情報構成、展開シノプシス、画面構成および表現の基準を示したものであり、施工時では「シナリオ」を作成する。</p> <p>その際、発注者・受注者は、発生する著作権処理を行い、その際に費用が発生する場合は、両社協議の上処理するものとする。</p> <p>※契約に含まれる場合は、受注者はこれに直接要する費用を負担する。</p> <p>6.2 構成資料</p> <p>(1) 文・図・数値データ・写真等映像音響コンテンツ制作、情報コンテンツ制作のシナリオ作成の基となる参考資料を、構成資料という。</p> <p>構成資料の入手区分</p> <p>・図示 ○シノプシスを基に作成 ・監督職員より支給</p> <p>6.3 シナリオ</p> <p>(1) 受注者は演出ソフトのシナリオを作成し、監督職員の承諾を受けること。</p> <p>演出ソフトの「シナリオ」とは、演出ソフトの制作のために必要な施工図である、台本・絵コンテ・音響チャート・演出チャート・場面(両面)展開図・インターフェイス・プログラムデザイン等を指す。</p> <p>6.4 素材制作</p> <p>(1) 受注者はシナリオにしたがって演出ソフトの素材制作を行い、必要に応じて各素材の仕上げについて、監督職員の承諾を得ること。</p> <p>演出ソフトの素材とは、映像素材(新規撮影・既存映像等)、アニメーション(セルアニメ・2DCGアニメ・3DCGアニメ等)、静止画グラフィック素材(手書きグラフィック・CG)、音響素材(新規録音・新規作曲・既存音源・既存音楽)等を指す。</p> <p>6.5 編集</p> <p>(1) 受注者はシナリオにしたがって加工された演出ソフトの素材を編集する。</p> <p>受注者は、必要に応じて編集作業に対して、監督職員の立ち合いを要請することができる。</p> <p>演出ソフトの編集とは、映像ソフトのスタジオ編集・ナレーション録音・音響ソフト編集・マルチメディアのプログラミング・照明演出のプログラミング・駆動のプログラミング等を指す。</p> <p>6.6 仕上げ</p> <p>(1) 受注者は完成した演出ソフトの原版を展示用メディアへ変換し、上演形態を完成させる。演出ソフトの展示用メディアへの変換とは、メモリーカード・メモリープレイヤー・DVD・ハードディスクへのインストール等を指す。</p> <p>受注者は変換されたメディアがシナリオどおりに上演されるよう、調整・テストランを行う。受注者は、必要に応じて、調整・テストランに対して、監督職員の立ち合いを要請することができる。</p> <p>6.7 完成検査</p> <p>(1) 受注者は完成した演出ソフトの上演を行い監督職員の承諾を受ける。</p> <p>6.8 監修</p> <p>(1) 専門家による監修</p> <p>○専門家監修を受ける(・有償 ○無償)</p> <p>・専門家監修を受けない</p>	<p>8. 展示装置制作</p> <p>8.1 一般事項</p> <p>(1) 本章は、原理・法則・現象やしくみを、人力または動力を用い動的に演出表現する機械装置に適用する。</p> <p>(2) 設計図書の「展示装置図」は、展示演出の機能を十分に満たす内容を構成して示したものである。制作時には、技術開発の進歩や最新技術の普及などといった状況に応じ、機能を十分に満たすものとして最適に動作する構成について検討・再構成する。その結果、内容に変更があった場合には監督職員の承諾を受ける。</p> <p>また、使用する機器・部材は、保守管理・故障修理の容易さから、可能な限り特殊品を避け汎用品を用いる。</p> <p>8.2 仮組み</p> <p>(1) 複雑な部品・コントロール装置等、仮組み前に単体での確認を行い、不備があれば変更修正を行う。</p> <p>各装置の仮組みと造作との取合を確認、修正する。全て組み込んだあと作動テスト(手動操作)を行い、問題(作動時の造作との干渉やリミット調整)がなければオートランニングへと移行していく。</p> <p>仮組みは出来るだけ現場と同じ状況を想定して作動させる。</p> <p>8.3 現場設置</p> <p>(1) 現場設置の際、電気工事・先行工事等の確認をしておく。</p> <p>(2) 各装置の手動操作による確認(造作とのあたりがないか等)をオートランニング前に単体での確認を行う。</p>	<p>10. 展示器具制作</p> <p>10.1 一般事項</p> <p>(1) 展示する実物資料(もしくは複製)を打合せによって決められた位置、角度に支持、固定、カバーする展示パーツ工事に適用する。</p> <p>(2) 展示方法を確認の上、監督職員の立ち合いのもと実物資料の必要各部の計測を行い、展示方法に適した形状、材料とする。</p> <p>(3) 計測及び展示パーツ設置に際し、実物資料に触れる必要が生じる場合は、監督職員の指示に従う。</p> <p>(4) 計測及び展示パーツ設置に際しては、作業エリアを明確に区画し、他の作業資材等と区分する。</p> <p>(5) 実物資料との接面となる材料については、経年変化による劣化、付着しないものとする。</p> <p>(6) 展示パーツは接着剤、塗装の乾燥期間を十分に確保する。</p> <p>(7) 展示パーツは十分な強度を確保し、実物資料の破損、脱落、落下などがないように取り付ける。</p> <p>(8) 展示パーツの設置に際しては、不注意による実物資料の破損、汚損に注意し慎重に設置する。</p> <p>10.2 実物資料</p> <p>(1) 実物資料の運搬、移動</p> <p>○行わない ・その他()</p> <p>(2) 展示パーツへの取り付け</p> <p>○行わない ・その他()</p>																									
<table border="1"> <tr> <td>公園名称</td> <td colspan="3">白山国立公園</td> </tr> <tr> <td>工事名称</td> <td colspan="3">白山国立公園 市ノ瀬ビジターセンター展示改修工事</td> </tr> <tr> <td>図面名称</td> <td>特記仕様書-2</td> <td>縮尺</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>年月日</td> <td>令和7年1月</td> <td>図面番号</td> <td>A04</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>設置</td> <td>設計</td> </tr> <tr> <td>事務所名</td> <td>中部地方環境事務所</td> <td>調査</td> <td>設計</td> </tr> </table>				公園名称	白山国立公園			工事名称	白山国立公園 市ノ瀬ビジターセンター展示改修工事			図面名称	特記仕様書-2	縮尺	—	年月日	令和7年1月	図面番号	A04			設置	設計	事務所名	中部地方環境事務所	調査	設計
公園名称	白山国立公園																										
工事名称	白山国立公園 市ノ瀬ビジターセンター展示改修工事																										
図面名称	特記仕様書-2	縮尺	—																								
年月日	令和7年1月	図面番号	A04																								
		設置	設計																								
事務所名	中部地方環境事務所	調査	設計																								

幅広い利用者層に配慮した展示設計—ユニバーサルデザイン計画

様々な利用者が利用できるビクターセンターを目指す。

ユニバーサルデザインの配慮事項

1. 多様な利用者の特性に配慮した情報提供と展示
2. 多言語対応
3. 車いす対応

1. 多様な利用者の特性に配慮した情報提供と展示

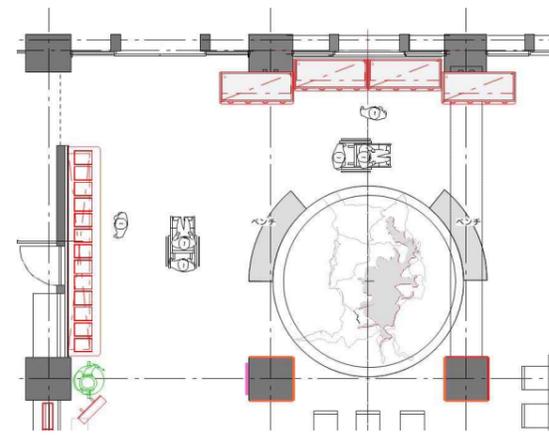
- 1-1. ビクターセンターの展示は、当該地域の特徴や魅力とともに、自然の利用方法も含めて伝えることを基本に、楽しくわかりやすいものとする。
- 1-2. 展示の解説等は、写真やイラストを活用し、難しい漢字や地名等にはふりがなをふるなど、わかりやすさに配慮する。また、誰もが容易に利用できるように、外国語表記、ビデオ等の映像展示などの配慮を行う。
- 1-3. 文字の大きさは子どもや高齢者にも読みやすいルビの大きさを基準に、文字の大きさを設定する。

2. 多言語対応

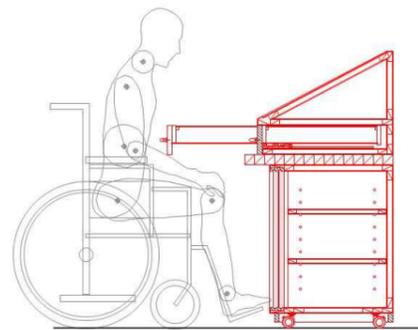
- 2-1. 多言語対応は日本語と英語を基本とする。
- 2-2. 外国語表記にあたっては、必要に応じて、解説内容の主旨が理解できるようネイティブによる書き下しを行うなど、外国人にとってわかりやすい内容となるよう配慮する。
- 2-3. 文字による多言語表記だけでなく外国人利用者への有効な情報伝達的手段として、数字や矢印などの記号の表記、図や写真、イラストの表記、音声や映像などの多言語による対応に配慮する。
- 2-4. 多言語対応の範囲は、入口の館銘板、掲示板、案内サイン、内部にある案内カウンター、展示室、レクチャールーム、休憩室、展望室、図書室、工作室、その他スペースに設けられる利用者のための施設全般を考慮するのが望ましい。管理者のみが利用する施設は範囲外とする。

3. 車いす対応

- 3-1. 車いす利用の方でも什器に近づいて展示を観察することが出来るよう、什器や棚、グラフィック情報の高さなどに配慮する。
- 3-2. 展示物や書架などの間は十分な通路幅員を確保し、順路には段を設けない。



限られた展示面積の中で最大限の通路幅を確保するため、小スペースでの活用出来る展示什器等の計画を行う



身体障害者が展示物に近づいて展示を見ることが出来る設計を行う

◆文字・図版

色覚障がい者に配慮した配色とする。視認性の高い色味・明度・彩度の設定、及び相対的な色差でのメリハリをつける。形や度、塗り方、線の太さを有効に組合せ、色だけでなく形でも識別できるようにする。

◆わかりやすい配色

ユニバーサル

見にくい例

ユニバーサル

見やすい例

◆背景と文字をわかりやすく

ユニバーサル

文字色を白/黒にする

ユニバーサル

縁取りをする

◆色の面積を増やす

色色

色色

◆色以外の方法

コントラスト

ハッチング

◆見づらい配色

下図の配色は色弱者や白内障の方が見づらい配色のため、サインの表示を検討する際は配慮するようにする。

・白内障の方が見づらい配色例

・色覚障害者が見づらい配色例

◆コントラスト

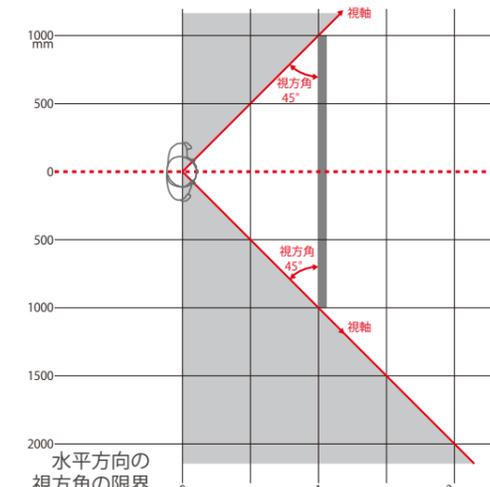
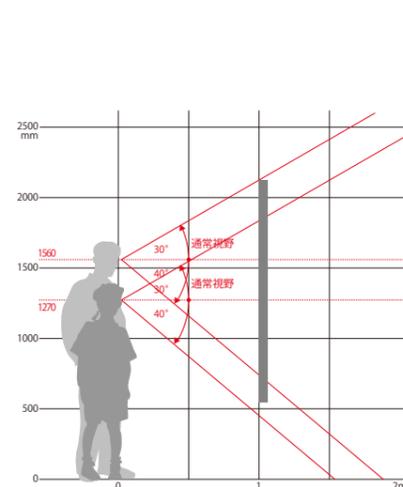
サインの図色と地色に5段階以上（グレースケールにして50%以上）の明度対比を確保する。

地色 / 文字色	10/0	9/0	8/0	7/0	6/0	5/0	4/0	3/6	2/6	1/0	0/0
	環	環	環	環	環	環	環	環	環	環	環
明度差	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0

◆視野角への配慮

グラフィックパネルや資料の展示は、車いす使用者や子どもが見やすい高さに設置する。

一度に見ることのできる視野角には限りがあることに配慮した設計とする。



公園名称	白山国立公園		
工事名称	白山国立公園市ノ瀬ビクターセンター展示改修工事		
図面名称	ユニバーサルデザイン計画	縮尺	—
年月日	令和7年1月	図面番号	A05
事務所名	中部地方環境事務所	調査	設計
		調査	設計

市ノ瀬ビジターセンター 展示リスト

	名 称	展示内容	工事内容	種別	仕様	サイズ	数量	備考
A.屋外								
A-1	白山登山案内	・屋外の登山者への白山国立公園の地理情報とマナー喚起	新規グラフィック貼り換え ※ベースパネル流用	グラフィック	屋外用出力シート上貼り	W900×H1800	1か所	情報の更新
A-2	市ノ瀬周辺案内	・屋外の登山者への市ノ瀬周辺の情報提供	新規グラフィック貼り換え ※ベースパネル流用	グラフィック	屋外用出力シート上貼り	W2380H580	1か所	情報の更新
B.展示室内								
B-1	白山取手川ジオパーク概要 白山ユネスコエコパーク概要	・ジオパークに認定されていること、水の流れが繰り返され、石の動きが生じる中で、動植物が生まれ、人の暮らしが生まれていること ・災害も起きているが、水や石との共存から恵みを得てきたこと ・白山山頂とその周辺を核に、エコパークが指定されていること ・白山では山の恵みを活かした暮らし、自然や文化の価値を守りながら様々な取組や活動をおこなっていること	新規グラフィック貼り換え ※ベース木工造作流用	グラフィック	出力シート貼り	W1560×H600	1か所	新規の内容
B-2	国立公園概要・白山国立公園概要	・日本の国立公園について、白山国立公園について ・原生的な自然環境と大型の野生鳥獣の生息地であり、多くの雪が自然との関わりを形作っていて雪国の景観・文化を育んでいること ・30by30への貢献度について含める	新規衛立+新規グラフィック貼り	スチール造作+グラフィック	スチール角パイプ焼付塗装にポリ合板下地+出力シート貼り	W1600×H750	1か所	情報の更新
B-3	踊り場バナー	・ブナ林の姿を階段踊り場に展示	既存バナーの1階案内部分を削除し 新規やり替え	グラフィック	メッシュバナー出力グラフィック	W2000×H3750	1か所	現状バナー写真要支給
B-4	人形「白山マモル」	・登山における服装の展示	既存移設	—	—	—	1台	
B-5	白山登山マナー	・安全な利用及び自然保護のために守るマナーを周知 ・安全に登るための装備を周知	A1既製品ポスターケースにグラフィック差し込み	既製品+グラフィック	既製品木製イーゼルにA1既製品ポスターケース+出力シート差し込み	W594×H841	各1台	既製品木製イーゼル・A1ポスターケース
B-6	A4卓上ラック 普及誌「はくさん」	・普及誌「はくさん」のバックナンバーを整理し展示	既製品A4ラック設置	既製品	木製マガジラック	W550×H600×D290	2台	オフィスコム 商品番号:RFMR2-L同等品
B-7	白山登山案内 市ノ瀬周辺の見どころ その他の見どころ	・石川、岐阜、福井、富山の各エリアの登山道と見どころを紹介 ・各登山道だけではなく、岩屋保谷と市ノ瀬園地のリアルタイム情報を掲示 ・姥ヶ滝と親谷の淵、国見展望台、白山展望台、三方岩駐車場、ふくべの大滝、樹の木台駐車場、ふくべ谷上園地、白川郷展望台等	新規グラフィック ※既存ホワイトボード下地流用	グラフィック	既存ホワイトボードの上出力シート貼り ※A-1屋外サインとの差別化としてホワイトボード仕様のライン画のベース地図上に随時書き込みの情報提供が可能な仕様	W2600×L798	1か所	
B-8	白山の火山	・白山が活火山であり、火山活動により現在の形が形成されたこと ・山体の大部分が古い時代の地層で形成されており、数多くの化石も見つかっていること ・その上が火山 噴出物で覆われていること ・高山帯であることや日本海が近いことから、大雪が降ること ・大雪がとけ、水になり、様々な景観が生まれていること	新規グラフィック ※既存ホワイトボード下地流用	グラフィック	既存ホワイトボードの上出力シート貼り	W1350×H1798	1か所	
B-9	カウンター造作	・現状各所にある各施設案内パンフを整理し手に取ってもらう ※カウンター造作は管理側で行う展示スペースにも対応	新規木工カウンター収納付き設置	木工造作	天板：タモ集成材 t=40mm 下部収納:アテ材突板 内部:ポリ合板貼り	W3950×H700×D600	1台	展示用トレイ/既製品 13台含む
B-10	白山高山帯に暮らす動物たち	・手つかずの豊かな森がのこっていること ・森に生まれ大型の哺乳類、猛禽類だけでなく、小型の動物も生息していること ・多様な生物が暮らしていること	新規グラフィック	グラフィック	出力シート貼り	W1310×H565	2か所	
B-11	白山の高山植物	・標高が高いことから、標高に応じた植生の変化が見られること ・高山植物の種類が多く白山と名の付く植物も多いこと ・多様な種が生育していること	新規グラフィック	グラフィック	出力シート貼り	W1310×H565	2か所	
B-12	引出し付きグラフィック台	・B-10,11のグラフィック台を兼ねた引出し展示造作 ※引出しは管理側で行う展示スペースに対応	新規木工グラフィック台・引出し収納付き設置	木工造作	天板：タモ集成材 t=40mm 引出し・下部収納:アテ材突板 内部:ポリ合板貼り	W1400×H1120×D600	4台	
B-13	白山のめぐみ	・様々な温泉が湧いて自然豊かな風景を見ながら楽しめる温泉があること ・コメ、山菜、川魚、酒等の特産物が生まれていること ・山村に適應した生活とその文化が育まれていること（合掌造りの集落や伝統芸能）	新規グラフィック	グラフィック	ロールスクリーン出力	W900×H1500	1か所	
B-14	白山の自然と人の営み	・白山麓に住んでいる人々は白山を敬う気持ちを持って生活していること ・米、山菜、温泉、清酒など白山のおかげでいただいていること ・これらの背景のひとつである白山信仰などを紹介	新規グラフィック	グラフィック	ロールスクリーン出力	W900×H1500	1か所	※1階グラフィックのやり替え
B-15	禪定道	・三名山（三壘山）の一つであり、信仰の山として知られていること ・泰澄大師による開山後、白山へ登る道、禪定道と馬場が作られたこと、全国に白山神社が置かれていること ・現在も旧跡が残っていることのほか、三馬場と三禪定道を紹介すること	新規グラフィック	グラフィック	ロールスクリーン出力	W900×H1500	1か所	
B-16	ロールスクリーンボックス	・B-13,14,15新規ロールスクリーングラフィックの上部目隠し造作	新規木工造作を窓上面に取付	木工造作	アテ材突き板染色CL	W3200×H140×D125	1か所	
B-17	カウンター造作	・現1階のかんじきなどの展示を移設	新規木工カウンター収納付き設置	木工造作	天板：タモ集成材 t=40mm 下部収納:アテ材突板 内部:ポリ合板貼り	W1800×H700×D600	1台	
B-18	白山の自然を守る取組	・自然保護の取組として1970年代よりゴミ持帰り運動が進められて現在はゴミのない美しい山となったこと ・外来植物対策が取られて、効果が上がってきていること ・登山道の整備により植生の荒廃等を防いでいること	新規グラフィック	グラフィック	t=5.0白アクリル捨て貼りに出力シート t 5.0アクリル巻き込み+金物固定	W770×H1200	1か所	
B-19	ポスタースペース	・各所に貼られているポスターを整理して掲示	新規木工パネルを柱巻きに取付	木工造作	t=21ランバーコアに掲示板クロス巻き込み	W770×H1200	5か所	
B-20	ボランティアコーナー	・ボランティアの活動紹介スペース	新規ホワイトボードパネルを柱巻きに取付	木工パネルにホーロー引きスチール貼り付け	t=21ランバーコア+t=0.4ホーロー引きスチール板	W770×H1200	1か所	
B-21	館内案内サイン	・改修に伴う館内案内サインのやり替え	新規グラフィック貼り換え ※既存パネル流用	グラフィック	出力シート上貼り	W600×H600	1か所	
C.休憩所								
C-1	映像機器	・休憩所にて新規作成の白山紹介映像5本を放映	システム機器設置	映像システム	55インチサイズ、USBメモリ、モニタースタンド	モニターサイズ W1242×H712×D66	1セット	ループ再生
C-2	映像ソフト	白山国立公園ダイジェスト/白山国立公園の文化的なもの、人との関わり/白山国立公園の動植物/白山国立公園の地形・地質/白山でのマナー	映像ソフト制作	映像ソフト	データ納品	—	計5本	※新規撮影箇所要調整

公園名称	白山国立公園		
工事名称	白山国立公園 市ノ瀬ビジターセンター展示改修工事		
図面名称	展示リスト	縮尺	—
年月日	令和7年1月	図面番号	A06
		照査	設計
事務所名	中部地方環境事務所	照査	設計